

葛飾区インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インターンシップに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「インターンシップ」とは、葛飾区（以下「区」という。）が、学生の職業意識の向上を図るとともに、区政への理解を深めるために、次条に定める大学に対し、区での就業体験機会を与える事業をいう。

(対象)

第3条 インターンシップの対象は、インターンシップへの参加の申出のあった大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学のうち、原則として、次年度の特別区職員採用試験の受験を予定している学生が通学する大学をいう。以下「大学」という。)とする。

(募集及び受入手続)

- 第4条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、区ホームページ等により、インターンシップの受入れが可能な所属等を、あらかじめ提示するものとする。
- 2 大学は、インターンシップの受入れを申し込むときは、区長に対し、区長の指定する期日までに葛飾区インターンシップ申込書兼実習生推薦書（第1号様式）を提出するものとする。
 - 3 区長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込みの目的及び内容が適当であること、区業務に支障がないこと等に留意して受入れの可否を決定し、大学に通知する。
 - 4 区長は、前項の規定により受入れを決定した大学と覚書（第2号様式）を締結する。

(報酬等)

第5条 区長は、インターンシップの受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対し、報酬、手当、交通費その他一切の金品を支給しない。

(受入日数)

第6条 実習生の受入日数は、原則として10日間程度とする。

(身分)

第7条 区長は、実習生に対し、区職員としての身分を付与しない。

(配属先)

第 8 条 実習生の配属先は、第 4 条第 1 項の規定により提示した所属の中から、実習生の希望を考慮した上で区長が決定する。

(服務等)

第 9 条 実習生は、法令を遵守するとともに、区職員の指揮監督に従うものとし、インターンシップの受入期間（以下「受入期間」という。）中はインターンシップに専念しなければならない。

- 2 実習生は、区の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 実習生は受入期間中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。受入期間を終えた後も、同様とする。
- 4 実習生は、この要綱の規定を遵守するため、受入期間が開始する前に、区長に誓約書（第 3 号様式）を提出しなければならない。
- 5 区長は、実習生がこの要綱の規定に違反した場合は、インターンシップを中止させることができる。この場合において、区長は大学にその旨を通知しなければならない。

(事故責任)

第 10 条 大学は、実習生の受入期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

- 2 大学は、前項の規定により傷害保険及び賠償責任保険に加入した時は、受入期間が開始する前に、その加入を証する書類の写しを区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、実習生の受入期間中の安全を確保するものとし、インターンシップ中及び自宅からインターンシップ配属先までの往復中に発生した事故については、大学及び実習生の責任で対応するものとする。
- 4 実習生が受入期間中に故意又は過失により区又は第三者に損害を与えたときは、大学及び実習生は連帯して責任を負わなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。